

身体障害者福祉専門分科会等について

令和 2 年 11 月 19 日

障 害 福 祉 課

1 身体障害者福祉専門分科会等の概要

(1) 身体障害者福祉専門分科会

根拠法令：社会福祉法第 11 条（身体障害者の福祉に関する事項を調査審議） 委員 4 名 臨時委員 15 名

(2) 審査部会

・根拠法令：社会福祉法施行令第 3 条（身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議）

・審査部会の審議事項（富山県社会福祉審議会運営規程第 4 条第 1 項）

①身体障害者の障害程度の審査

②身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師の指定

③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 54 条第 2 項に規定する指定自立支援医療機関の指定又は指定の取消

・委員 16 名（各専門診療科において精通している者として県医師会から推薦があったもの）

2 身体障害者福祉専門分科会等の開催状況

(1) 身体障害者福祉専門分科会：令和元年度開催実績なし

(2) 審査部会：令和元年度は 6 回（2 月に 1 回）開催

開催日 区分	①身体障害者の障害程度の審査	②身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師の指定	③指定自立支援医療機関の指定又は指定の取消
H31. 4. 19	24 件	6 件	4 件
R1. 6. 21	22 件	17 件	4 件
R1. 8. 9	27 件	13 件	3 件
R1. 10. 18	40 件	10 件	3 件
R1. 12. 13	27 件	4 件	2 件
R2. 2. 21	26 件	2 件	6 件
R1 合計	166 件	52 件	22 件

